

F(Z) 01-01

宮本生防第 721号
宮本生防第 719号
宮本生防第 1910号
宮本生防第 1579号
宮本生防第 1686号
宮本生防第 1003号
昭和61年 9月 6日

県本部各部(室)課長

殿

県下各警察署長

宮城県警察本部長

宮城県警察長寿社会総合対策委員会の設置について（通達）

県民の高齢化が急速に進みつつある現状に鑑み、長寿社会における警察上の諸問題について総合的な対策を検討し、その推進を図るため、別添のとおり「宮城県警察長寿社会総合対策委員会設置要綱」を定め、「宮城県警察長寿社会総合対策委員会」を設置することとしたから適正な運用に努められたい。

宮城県警察長寿社会総合対策委員会設置要綱

第1 目的

この要綱は、長寿社会における警察活動を適正に推進するための総合的な対策について検討し、その推進を図ることを目的とする。

第2 設置

宮城県警察本部に宮城県警察長寿社会総合対策委員会（以下「対策委員会」という。）を、警察署に警察署長寿社会総合対策委員会（以下「署対策委員会」という。）を置く。

第3 構成

対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、次表のとおりとする。

委 員 長	副 委 員 長	委 員
警察本部長	警務部長	総務室長 刑事部長 保安部長 警備部長 交通部長 警察学校長 通信部長

第4 任務

対策委員会は、次の事項について審議・検討することを任務とする。

- (1) 長寿社会における警察上の諸問題に関すること。

(2) 長寿社会対策関係規程の整備に関すること。

(3) その他必要と認める事項に関すること。

第5 対策委員会の運営

- 1 対策委員会は、委員長が必要の都度招集する。
- 2 委員長は、会議を主宰する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員に対し、対策委員会への出席を求めることができる。

第6 幹事会

- 1 対策委員会を補佐するため、対策委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、次表のとおりとする。

幹 事 長	幹 事
	会 計 課 長
	警 務 課 長
	刑 事 総 務 課 長
保 安 部 長	防 犯 課 長
	公 安 課 長
	交 通 企 画 課 長
	通 信 庁 務 課 長

- 3 幹事会の運営については、対策委員会の運営に関する規程を準用する。

第7 分科会

- 1 幹事会を補佐するため、幹事会に総務、警務、刑事、保安、警備、交通、

通信の各分科会を置く。

- 2 各分科会は、各部（室）の所掌事務に関連する長寿社会における警察活動の諸対策を作成し、幹事会に提出する。
- 3 分科会の組織及び構成は、次表のとおりとする。

名 称	会 長	会 員
総務室分科会	会 計 課 長	秘 広 書 報 課 課 長 長
警務部分科会	警 务 課 長	教 監 厚 留 老 年 課 課 長 長 長 長
刑事部分科会	刑 事 総 务 課 長	搜 捜 記 識 第 一 第 二 課 課 長 長 長
保安部分科会	防 犯 課 長	搜 摻 鑑 科 学 機 動 検 査 研 究 所 搜 査 隊 長 長 長
警備部分科会	公 安 課 長	少 生 外 通 活 勤 保 安 課 課 長 長 長
交通部分科会	交 通 企 画 課 長	警 外 機 機 備 事 動 課 課 隊 長 長 長
		交 通 通 転 通 交 通 交 通 通 転 免 免 許 許 指 指 認 認 計 制 課 課 長 長 長 長 長 長
		規 免 免 許 許 試 試 驗 場 場 隊 隊 長 長
		高 速 道 路 警 察 隊 長

- 4 分科会の運営については、対策委員会の運営に関する規定を準用する。

対策委員会及び幹事会の庶務は防犯課、分科会の庶務は各分科会長の属する課で行う。

第9 署対策委員会の組織

署対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、次表のとおりとする。

委 員 長	副 委 員 長	委 員
警察署長	副署長 (次長)	刑事官、警備官 及び各課長

第10 署対策委員会の任務

署対策委員会は、対策委員会が決定した方針及び実施計画を受けて、管内における総合的な対策について審議し、その推進を図るものとする。

附則

この要綱は、昭和61年9月5日から施行する。

別紙 1

宮城県警察長寿社会総合対策委員会組織図

